「施設使用料の改定について」に寄せられた意見と検討結果

【担当部局】 財政部財政課

【意見提出者】 12人

【意見件数】 18件

【意見への対応】 採 用 : 意見に基づき原案を修正するもの 0 件

一部採用 : 意見に基づき原案を一部修正するもの2 件不 採 用 : 意見を原案に反映しないもの9 件記 載 済 : 既に原案に盛り込まれているもの1 件参 考 : 原案に盛り込めないが今後参考とするもの1 件そ の 他 : ご質問・ご意見として伺うもの5 件

【意見の検討経過】 令和3年7月15日~7月28日 当課及び関係部局において意見の検討

令和3年7月29日 使用料、手数料等審議会にて審議

令和3年7月30日~8月2日 当課及び関係部局において回答案の作成

令和3年8月 5日 企画課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「施設使用料の改定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	個人所得が増えていない状況での値上げには反対す る。	不採用	時間の経過とともに施設の維持管理コストが増加している現状を踏まえると、施設を利用する方と利用しない方の負担の
2	消費税が 10 パーセントに上がり、市民の経済状況に 余裕がなくなっている中での値上げには反対する。	不採用	公平性・公正性を確保する観点から、行政サービスの提供に応じた適切な受益者負担を図るため、使用料の定期的な見直しは必要なものと考えております。
3	年金支給額が減少し、高齢者の可処分所得が減少して いる中での値上げには反対する。	不採用	
4	石狩市の「一人いちスポーツ」のスローガンに反する おそれがあり、スポーツの心身の両面にわたる健康の保 持増進という目的に反する値上げには反対する。	不採用	「一人いちスポーツ」のスローガンの実現のためには、多く の方に継続的に施設を利用していただくことが重要であるこ とから、維持管理に必要な適正料金に向けた見直しは必要なも のと考えております。
5	石狩市の財政状況から値上げは不可避であるならば、 市外の利用者のみの値上げに留めるべきである。 (同様の意見:1件)	不採用	昨今は市民の生活圏・行動圏が広域化しており、社会活動は 市域を超えることが多くなっております。施設を利用いただい ている各種同好会やサークル等においても、構成員に市外居住 者がいることも多いと考えられ、市内利用者と市外利用者で差 を設けることで、団体等の活動を縮小させることや、市民の交 流の幅を狭めてしまうことも考えられます。そのため、現状市 内利用者と市外利用者の料金に差を設けておりませんことを ご理解願います。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
6	スポーツ広場において 10 割減免団体が大会を開催する場合、半日で終了する場合であっても終日の予約がされている。また、予備日も終日予約がされており、大会が予定通りに消化された場合、現在は5日前までに申請しないと利用ができないため、予備日は誰も使用していない。 これらを整理することで、本来入るはずの使用料が増えて、値上げ幅を抑えられるのではないか。	その他	運営面に関する意見として承ります。 施設使用料については、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものであり、受益と負担の公平性の観点に立って適正な料金設定に努めてまいります。
7	スポーツ広場の夜間照明の使用料については、10割減免団体であっても徴収すべきではないか。	不採用	ご指摘の 10 割減免団体とは、スポーツ少年団等の社会教育団体を指しているものと理解します。 社会教育団体については、団体活動を通じて、青少年の心身の健全育成に大きく寄与すると考えられること、また、中学生以下は一般に収入に乏しいと考えられることから、10 割減免の措置を採っております。夜間照明の使用料についても、上記の理由により、徴収はしておりませんことをご理解願います。
8	使用料の値上げではなく、他のことから管理費等を捻 出してほしい。	参考	人口減少が進むなか、公共サービスを将来世代に負担を残す ことなく持続可能なものとし、今後も施設を適正に維持するた め、維持管理コストの縮減にも努めながら、適正な料金設定を 行ったうえで、施設修繕等の環境整備を行うなど、利便性の向 上を図ってまいります。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
9	使用料が2倍になると、とてもではないが使用できなくなる。サークルを辞めざるを得ない人も出てくる。 (同様の意見:2件)	一部採用	一般開放個人利用等の使用料を 100 円から 200 円に改定すると提案していた施設については、高齢者及び高校生の負担軽減や利用促進を図るため、一般については 200 円、高齢者は 150円、高校生は 100 円といたします。
10	手軽に施設を利用し運動をすることで、医療費の削減 や介護予防などに繋がる。値上げにより施設の利用回数 を減らさざるをえないので、施設利用料は現行据置にし てほしい。 (同様の意見:4件)	一部採用	健康増進や介護予防等の観点では、多くの方に継続的に施設を利用していただくことが大事であり、施設を適正に維持し、多くの方に将来に渡って長く使用していただくためにも、維持管理に必要な適正料金に向けた見直しは必要なものと考えております。 なお、一般開放個人利用等の使用料を100円から200円に改定すると提案していた施設については、高齢者及び高校生の負担軽減や利用促進を図るため、一般については200円、高齢者は150円、高校生は100円といたします。
11	「他市や関連施設との整合性を図る」ための値上げとあるが、整合性を図る必要性はあるのか。	その他	市民の生活圏や行動圏が市域を超えて広域化しているなか、 施設使用料の検討の際には、他市や関連施設との整合性を図る ことも要素の一つであると考えております。 使用料の設定にあたっては、維持管理コストの増加状況や受 益者の負担割合、現行料金設定後の経過年数のほか、他市や類 似施設との均衡など、総合的な観点で検討を進めることとして おります。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
12	現在公の施設の一般開放の使用料が一律100円に設定されている根拠は何か。	その他	平成 15 年に、それまでは無料で開放していた施設の一部について、受益と負担の観点から、使用料を徴収することとしました。その際に、一般開放個人利用については、分かりやすく利用しやすい料金として、一律ワンコイン(100 円)を設定したものであります。 その後、市内類似施設において同様の料金設定が採用されております。
13	運動をしている市民と、運動をしていない市民の医療費を調査する必要がある。改定による影響額の930万円は、増加を抑えられている医療費で賄えるのではないか。	不採用	健康増進や介護予防等の観点では、多くの方に継続的に施設を利用していただくことが大事であり、施設を適正に維持し、多くの方に将来に渡って長く使用していただくためにも、維持管理に必要な適正料金に向けた見直しは必要なものと考えております。
14	生活困窮者、身体障がい者に、使用料の免除規定が必要ではないか。	その他	市の減免規定において、身体障がい者については、一般開放 は全額免除、専用利用は社会教育団体として市長が認めたもの は5割減額としております。 生活困窮者については、対象範囲が不明確なため、減免規定 を設けておりませんことをご理解願います。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
15	専用利用料金の値上げについては、理解する。	記載済	ご理解いただきありがとうございます。
			受益と負担の公平性の観点からは、一般開放も専用利用も等
			しく受益者に相応の負担を求めることが適切であると考えて
			おります。
16	「他市」との整合性を図るため値上げとあるが、具体	その他	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町の近隣
	的にどこの市と比較したのか。また、この「他市」は、		自治体と比較しています。
	市民に対するサービスが石狩市と同じなのか。		市民サービスは各自治体によって差がありますが、施設使用
			料の検討の際には、他市の類似施設との整合性を図ることも要
			素の一つであると考えております。
17	石狩湾新港地域の企業に対し、固定資産税を免除する	不採用	ご指摘の制度は、石狩新港地域に事業所等を新設・増設した
	制度があると聞いているが、制度の内容や免除の具体的		企業が、一定の投資額や雇用増等の条件を満たした場合に、年
	な金額を示してほしい。また、免除できる財源があるの		間最大 1 億円固定資産税や都市計画税の課税免除を 3 年間受
	であれば、施設使用料の値上げを避けてほしい。		けられるというものです。令和2年度の課税免除額は、約7,900
			万円となっています。
			施設使用料は、受益と負担の公平性の観点に立って適正に設
			定しなければならないものと考えております。
18	冷房設備のないところは、料金を上げないでほしい。	不採用	時間の経過とともに施設の維持管理コストが増加している
			現状を踏まえると、行政サービスの提供に応じた適切な受益者
			負担を図るため、使用料の定期的な見直しは必要なものと考え
			ております。
			今後も施設を適正に維持するため、施設修繕等の環境整備を
			行うなど、利便性の向上に努めてまいります。